

# 土木工事標準積算基準書

令和5年10月

令和6年5月 一部改定（第1回）

山梨県県土整備部

所属	
氏名	

# 土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	総則
----	----

改正理由	一部改正
------	------

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

5) 間接工事費等の項目別対象表

間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等
対象額		対 象 額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場 管理費=工事原価
項 目				
桁 等 購 入 費		×	○	○
処 分 費 等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) (ト) 参照)		
支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	×	○	×
	一 般 材 料 費	○	○	×
	別 途 製 作 の 製 作 費	×	×	×
	電 力	○	○	×
無償貸付機械等評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現 場 発 生 品		×	×	×
ダ ム 工 事	支 給 電 力 料 (基本料金含む)	×	×	×
	無償貸付機械等評価額	○	×	×

○対象とする ×対象としない

5) 間接工事費等の項目別対象表

間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等
対象額		対 象 額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場 管理費=工事原価
項 目				
桁 等 購 入 費		×	○	○
処 分 費 等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) (ハ) 参照)		
支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	×	○	×
	一 般 材 料 費	○	○	×
	別 途 製 作 の 製 作 費	×	×	×
	電 力	○	○	×
無償貸付機械等評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現 場 発 生 品		×	×	×
ダ ム 工 事	支 給 電 力 料 (基本料金含む)	×	×	×
	無償貸付機械等評価額	○	×	×

○対象とする ×対象としない

記載の変更  
(改訂に伴う)



# 土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	総則
----	----

改正理由	一部改正	備考
現 行	改 正	備 考
<p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用 = 1,660,000 + 総労務費 × 0.5% (円)</p> <p><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">なお</span>、上記計算式は呼吸用保護具の規格が B 級(半面形面体)の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。 (注) B 級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>	<p>1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用 = 1,660,000 + 総労務費 × 0.5% (円)</p> <p><del>なお</del>、上記計算式は呼吸用保護具の規格が B 級(半面形面体)の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）<u>の</u>合計額とする。 (注) B 級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>	<p>記載の訂正</p>
I-2-②-26	I-2-②-26	

# 土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	総則
----	----

改正理由	一部改正
------	------

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

別表第2 現場管理費率  
第1表

工種区分 対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

別表第2 現場管理費率  
第1表

工種区分 対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	<u>44.05</u>	<u>1118.2</u>	<u>-0.2052</u>	<u>15.91</u>
河川・道路構造物工事	<u>43.11</u>	<u>402.3</u>	<u>-0.1417</u>	<u>21.34</u>
海岸工事	<u>28.11</u>	<u>100.3</u>	<u>-0.0807</u>	<u>18.84</u>
道路改良工事	<u>34.09</u>	<u>76.4</u>	<u>-0.0512</u>	<u>26.44</u>
鋼橋架設工事	<u>48.86</u>	<u>265.1</u>	<u>-0.1073</u>	<u>28.69</u>
P C 橋工事	<u>31.06</u>	<u>111.0</u>	<u>-0.0808</u>	<u>20.80</u>
舗装工事	<u>40.83</u>	<u>598.0</u>	<u>-0.1703</u>	<u>17.54</u>
砂防・地すべり等工事	<u>46.27</u>	<u>1229.5</u>	<u>-0.2081</u>	<u>16.48</u>
公園工事	<u>43.09</u>	<u>347.3</u>	<u>-0.1324</u>	<u>22.34</u>
電線共同溝工事	<u>61.19</u>	<u>2132.5</u>	<u>-0.2253</u>	<u>20.01</u>
情報ボックス工事	<u>54.60</u>	<u>1528.4</u>	<u>-0.2114</u>	<u>19.13</u>
下水道(4)工事	<u>35.56</u>	<u>178.6</u>	<u>-0.1024</u>	<u>21.39</u>

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分 対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第2表

工種区分 対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	<u>65.88</u>	<u>1465.2</u>	<u>-0.1968</u>	<u>31.45</u>

記載の変更  
(改訂に伴う)

記載の変更  
(改訂に伴う)

# 土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	総則
----	----

改正理由	一部改正			現 行	改 正	備 考					
第3表	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの			
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。				
工種区分		A	b	下記の率とする	工種区分	A	b	下記の率とする			
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	道路維持工事	<u>60.33</u>	<u>613</u>	<u>-0.1598</u>	<u>32.29</u>		
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81	河川維持工事	<u>42.35</u>	<u>167.1</u>	<u>-0.0946</u>	<u>29.25</u>		
第4表	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの			
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。				
工種区分		A	b	下記の率とする	工種区分	A	b	下記の率とする			
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	共同溝等工事	(1)	<u>50.57</u>	<u>351.0</u>	<u>-0.1202</u>	<u>26.75</u>
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37		(2)	<u>38.78</u>	<u>103.5</u>	<u>-0.0609</u>	<u>28.09</u>
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	トンネル工事		<u>45.56</u>	<u>189.4</u>	<u>-0.0884</u>	<u>28.52</u>
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	下水道工事	(1)	<u>34.99</u>	<u>49.0</u>	<u>-0.0209</u>	<u>31.32</u>
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88		(2)	<u>38.21</u>	<u>202.3</u>	<u>-0.1034</u>	<u>22.09</u>
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66		(3)	<u>32.72</u>	<u>46.8</u>	<u>-0.0222</u>	<u>29.09</u>
第5表	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円を超えるもの	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円を超えるもの			
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。				
工種区分		A	b	下記の率とする	工種区分	A	b	下記の率とする			
コンクリートダム	30.41	41.0	-0.0153	29.13	コンクリートダム	<u>31.19</u>	<u>35.0</u>	<u>-0.0059</u>	<u>30.68</u>		
フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24	フィルダム	<u>34.59</u>	<u>154.9</u>	<u>-0.0768</u>	<u>27.87</u>		

記載の変更  
(改訂に伴う)

記載の変更  
(改訂に伴う)

記載の変更  
(改訂に伴う)